

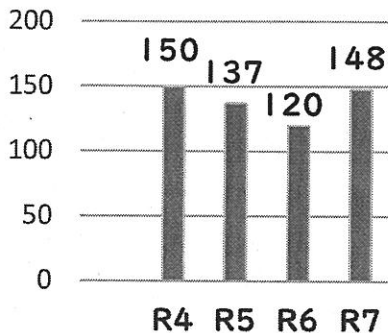
秋の火災予防運動

令和8年11月9日(月)～11月15日(日)

2026年度全国統一防火標語

『火の確認 いい日を支える いい習慣』

松本広域消防局管内の火災件数の推移



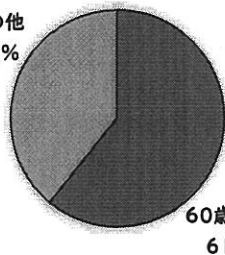
平成5年～の
火災による死者数

累計死者 263名

火災における60歳
以上の死者の割合
(H5～)

出火原因	第1位	火入れ	たき火	たき火	たき火
	第2位	たき火	火入れ	火入れ	火入れ
	第3位	こんろ	たばこ	ストーブ	ストーブ
	その他	39%			

その他
39%



火災から「命を守る」住宅用火災警報器
設置・点検していますか？

住宅用火災警報器は
設置が義務化されています！

※松本広域連合管内の設置率80.4%は
全国設置率を下回っています！
(全国設置率84.9%)

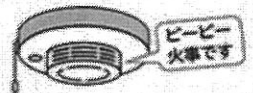
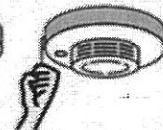
住宅用火災警報器は10年を
目安に交換しましょう！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、危険です。

点検方法

ボタンを押す又はひもを引く

正常を知らせる音声や
警報音が鳴ればOK！



近年急増！

リチウムイオン電池
火災に注意！

スマートフォンやモバイルバッテリー等の
リチウムイオン電池を使用した電気
製品の火災が増えています。



衝撃

圧力

熱

等が原因で発火
事故につながっ
ています！

火災を防ぐためのポイント！

- ・衝撃を与えない、むやみに分解しない
- ・熱のこもりやすい環境下での使用は控える
- ・膨張、充電ができない、充電中に熱くなるなどの異常がある場合は使用をやめる

電気火災対策に感震ブレーカー
を設置しましょう！

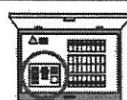
地震による火災の主な原因は電気に関係しています

地震が引き起こす電気火災は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電が復旧した際の再通電で発生する火災です。

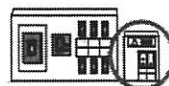
感震ブレーカーとは

震度5強相当の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として電気の供給を遮断し、地震による電気火災を防ぐための装置です。

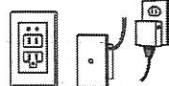
主な感震ブレーカーの種類



分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)



コンセントタイプ



簡易タイプ

林野火災注意報・火災警報が 発令されたら...

林野火災注意報・
火災警報の発令状況は
こちらから



松本広域消防局HP

①～⑥の火の取扱いが制限の対象です

※ 裸火を使用し、火の粉が飛散
する行為を対象としています。

①

山林、原野等での
火入れ

②

煙火（花火等）の
消費

③

屋外での火遊び、
たき火

④

屋外においての
可燃物付近での喫煙

⑤

山林内での
喫煙

⑥

残火や灰等の
不始末

林野火災注意報

努力義務（罰則なし）

火の取扱いによる延焼の危険性が高まっているため、火の使用制限に従うよう努めてください。（上記①～⑥の行為を極力行わない。）

火災警報

火の取扱い制限（罰則あり）

火の取扱いによる延焼の危険性が極めて高く、消防法に基づき火の使用が厳しく制限されます。違反した場合は罰則が科せられます。（上記①～⑥の行為の禁止）

↓発令後、行為者の対応↓

上記①～⑥の屋外での火の使用（農業残渣の焼却を含むたき火等）の制限に協力してください。（罰則なし）

上記①～⑥の屋外での火の使用（農業残渣の焼却を含むたき火等）は禁止。
（違反すると30万円以下の罰金又は拘留の対象となります）

※ 林野火災注意報、火災警報発令時以外まで制限を受ける制度ではありません。

林野火災注意報・火災警報発令時の広報について

林野火災注意報・火災警報発令時は、消防署敷地内にのぼり旗を掲出し、消防車両での巡回広報等を実施し周知いたします。

消防署への届出について

たき火、枯草焼き、畔焼き等を行う場合は、条例で定められた「火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある行為の届出」を事前に管轄消防署へ届け出てください。

届出の様式は、松本広域消防局HP（申請・届出⇒火災予防条例関係）からダウンロード又は最寄りの消防署へお問い合わせください。

※ 届出により林野火災注意報等発令中の火の使用制限が免除されるわけではありません。